

沖縄県立芸術大学自己点検・評価委員会規程

(平成29年7月27日学長決裁)

(設置)

第1条 沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）は、沖縄県立芸術大学学則第6条の2及び沖縄県立芸術大学大学院学則第5条の3の規定に基づき、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、建学の精神に基づき本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究その他の諸活動、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、本学の教育研究等の質を保証し向上させることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 大学評価の基本方針に関すること
- (2) 自己点検・評価の実施要綱の策定に関すること
- (3) 自己点検・評価の実施に関すること
- (4) 自己点検・評価報告書の作成及び公表に関すること
- (5) 自己点検・評価の結果に基づく改善に関すること
- (6) 自己点検・評価の結果に基づく認証評価その他の第三者評価に関すること
- (7) その他自己点検・評価に関すること

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 各学部長
 - (3) 各研究科長
 - (4) 附属図書・芸術資料館長
 - (5) 附属研究所長
 - (6) 学生部長
 - (7) 事務局長
 - (8) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第8号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(実施要綱の策定)

第8条 委員会は、自己点検・評価の実施に当たり、次に掲げる項目を含む実施要綱を策定し、全学的に運営を管理する。

- (1) 自己点検・評価の領域及び内容
- (2) 自己点検・評価の対象期間及び実施時期
- (3) 自己点検・評価報告書の作成、承認、公表
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(部局等委員会)

第9条 自己点検・評価を実施するに当たり、別表に掲げる部局等ごとに当該組織名を冠した自己点検・評価委員会（以下「部局等委員会」という。）を置く。

- 2 部局等委員会は、委員会が策定した実施要綱に従い、部局等ごとの自己点検・評価を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 部局等委員会の委員の構成及びその選出方法については、委員会が別に定める。
- 4 部局等委員会の委員長は、当該部局等の長とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、部局等委員会の運営に関し必要な事項は、当該部局等が別に定める。

(専門部会)

第10条 委員会は、必要に応じ自己点検・評価専門部会（以下「専門部会」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長の諮問により、個別の点検事項について自己点検・評価を実施し、その結果を委員会に報告するとともに改善策等を提言する。なお、既設委員会等で、この目的を達成することが可能な場合は、それをもって専門部会とすることができる。
- 3 専門部会の構成、委員の任期等は、必要に応じて委員会が別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

- 2 部局等委員会の庶務は、当該組織の担当事務において処理する。
- 3 専門部会の庶務は、点検・評価事項に応じて委員会が定める。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年7月27日から施行する。
- 2 沖縄県立芸術大学評価委員会規程（平成11年11月30日制定）及び沖縄県立芸術大学外部評価指摘事項等改善委員会規程（平成21年12月17日制定）は、平成29年7月27日に廃止する。

別表（第9条関係）

部局等	美術工芸学部 音楽学部 造形芸術研究科 音楽芸術研究科 芸術文化学研究科 全学教育センター 附属図書・芸術資料館 附属研究所 事務局（学生部を含む）
-----	--